

# 第16回西和賀町議会定例会

令和3年12月13日（月）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は11名であります。

柿澤繁俊君から欠席の旨の届出があり、これを受理しております。

会議は成立をしております。

ただいまから第16回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番、刈田敏君、2番、北村嗣雄君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ち、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から12月15日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月15日までの3日間に決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。9月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、印刷をもって配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、町監査委員より地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査の報告と地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の報告を受けており、その写しをお手元に配付しております。

本日の定例会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。会計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。農業振興課長兼農業委員会事務局長、泉川道浩。林業振興課長兼6次産業推進監、菊池輝昌。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高橋光世。上下水道課長、小林英介。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長 ここで町長より所信表明のための発言を求められております。この際これを許します。

内記町長。

町長 皆様、おはようございます。11月20日に西和賀町長に就任いたしました内記和彦です。よろしく願いいたします。

この場をお借りいたしまして、町政を進めるに当たりましての私の基本的な考え方並びに取組方針を述べさせていただきます。

私は、西和賀町町長として、公約として掲げましたことを実現していくため、誠心誠意努力

してまいる所存でございます。

さきの選挙におきまして、私は、政治、そして行政を進める上で、何よりも理念、考え方、こだわりが大事であるということを申し上げてまいりました。

その理念、こだわりとは、「住民の皆様との対話を深めていく」ということであります。対話とは、単なる話のやり取りではなく、お互いをよく理解し合うとともに、そこからよりよい考え、英知を生み出す行為であります。対話なくして政治行政でよりよい成果を得られないとの考えであります。一つ一つ積み重ねていく政治・行政が私の政治姿勢であり、基本姿勢であります。

私は、4年前の町長選挙では当選を果たすことができませんでした。4年間の時間をいただき、町内を巡り、多くの方々から、地域、町に対する思いや暮らしについてお話を聞く機会を得ることができました。西和賀町はいいところで、ここで一生を過ごして生きていきたいと話される方が多くいらっしゃいました。しかしながら、年を重ね高齢になると、どうしても病気になるったり、ちょっとしたことでけがをしたりすることが起こりやすくなります。独り暮らしや高齢者だけの世帯も多くなっております。こうした状況で、生活上の心配事や不安も多くなってきている現実がありました。

病気になったらどうなるのか。ちょっとしたけがでも独り暮らしだとすぐに救急車を呼んだりすることができない。高齢者では、ちょっとしたけがが命取りにもなりかねなかったり、介護が必要な状態になったらどうするか。介護施設にもすぐに入れないようだ。雪も若い頃のように除雪できないなど、困り事や心配、不安を持っている方のお話を多く聞きました。

こうしたことは、単に高齢者の方々だけの困り事や不安、心配ではなく、中年世代や若い世代の町の将来に対する不安ともなっております。私の年代前後の世代は、今、介護の現場では担

い手の世代ではありますが、その方々は現場を知っているからこそ担い手不足に対する不安が大きく、心配も増している状況であります。

子育てにつきましても、子供が少なくなったことや、環境の変化等による不安や心配の声も寄せられております。こうした不安や心配に行政が丁寧に向かい合い、不安や心配の解消に住民の皆様との対話を重ね、解決を図っていかねなければなりません。まずは、身近な課題解決に力を尽くし、西和賀町の将来に対する不安や心配の解消に努め、明るい未来の創造に努めてまいります。

身近な課題解決に取り組むとともに、町の発展に向け、長期的な視点、ぶれない見通しを持って、基幹産業の強化、人材確保につながる教育文化環境をつくっていかねなければなりません。

基幹産業の強化においては、土地利用計画をつくり、西和賀が有している温泉や森林、河川といった自然資源や田畑、温泉街、文化施設、ダム、公共施設などの人工物に磨きをかけ、西和賀らしい風景・景観をつくり上げていくことで、誘引力を高め、交流者人口や定住者人口を増やし、経済の活性化を図っていくことが必要であると考えております。加えて、各地域で取り組まれている活性化策についても支援を講じてまいります。

人材確保においては、基礎学力の向上を図り、受け継がれてきた郷土芸能や演劇などの文化、スポーツ活動の振興を通じた取組を進めてまいります。

温泉施設や公民館、旧学校施設などの公共施設・公共的施設については、活用の在り方について関係者の方々との十分な対話を通じて、前向きな整備及び整理整頓を図ってまいります。

また、地球温暖化、水や食料問題、新型コロナウイルスなどの感染症、気象災害など、暮らしへの脅威を想定したまちづくりが不可欠となっております。

多様化が求められている現代社会において、

小さな自治体、町であるからこそ、女性や若い世代の政治参加、各自の力を発揮できる地域社会の構築が町の存続にも関わるものであり、その進展にしっかり目を向けていかなければなりません。

情報化、デジタル化など社会経済環境の変化を見据えつつ、限られた財源の中で、優先順位、緊急性を考慮し、住民の皆様の福祉の向上に全力を尽くしてまいります。

最後になりますが、細井洋行前町長の町政発展に対するご功績、そして細井町政を支えられた高橋一夫前副町長のご尽力に深く感謝を申し上げるとともに、今後も町政の進展にご支援をお願いしたいと思っております。

議会議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長　これで町長の所信表明を終わります。

次に、町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

内記町長。

町長　私から行政報告を6件申し上げます。

最初に、町立西和賀さわうち病院の医師体制について報告いたします。去る10月1日より、新たに常勤医師として高橋健医師が着任していただいております。高橋先生は、9月末までは県立中部病院の総合診療科に勤務されておりました。本来であれば、事前に町民の皆様にお知らせすべきところではありますが、県立病院の人事の都合上、着任まで公表できなかつたため、今回の定例会での報告となりますことをご了承いただきたいと思います。

高橋先生は、着任後、患者さんやスタッフともすっかり打ち解けて、精力的に診療活動を行っております。県立中央病院総合診療専門研修プログラムとして、3か月間という限られた期間の勤務予定ではありますが、町立病院での診療を通じ、町民のため、ご尽力いただきたいと思います。

しているところでございます。

次に、議会の議決を経た請負契約の変更について、その額が議会の委任による長の専決処分事項の指定第1項に定める範囲内であったことから、専決処分を行ったので、その内容についてご報告いたします。令和2年12月11日に議会の議決をいただいた西和賀町総合給食センター電気設備工事についてであります。請負金額に95万7,000円を増額し、1億2,052万7,000円に変更したものです。変更の内容は、キュービクルから本施設まで引き込む幹線ルートに変更が生じたことによるもので、請負変更契約の専決処分は令和3年9月24日に行っております。

次に、議会の議決を経た財産の取得ですが、契約金額に増減がなく、議会の議決事項とならない納入期日のみの変更について変更契約を締結したので、その内容について報告いたします。令和3年8月6日に議決をいただいた給食運搬車の取得についてですが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い、車両の部品納入に遅延が生じたことにより、令和4年2月18日までの納入が難しいことから、納入期日を令和4年3月30日まで延長するもので、令和3年11月10日に変更契約を締結しました。

次に、明治安田生命保険相互会社様より、私の地元応援募金の寄附の申出があり、寄附をいただいておりますことを報告いたします。この私の地元応援募金は、明治安田生命の従業員の方々から、ゆかりのある地元への募金ということでもあります。今後の町の施策に有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、地滑りによる通行止めが続いております一般国道107号の災害復旧の状況について報告いたします。去る10月20日に行われた第5回西和賀町大石地区斜面変状情報連絡会議において、岩手県から通行再開に向けた仮設道路の工法などが示されました。それによりますと、従来から比較検討なされていた仮橋案と盛土案のうち、施工上の課題解消が図られ、早期の通行

再開が期待できる仮橋案が採用されることになったもので、現在の天ヶ瀬橋の下流側に橋の長さ約470メートルの仮橋を架け、今回の災害箇所を迂回して通行しようとするものであります。

供用開始は来年の降雪期前の見込みであります。県では早期の通行再開に向けて、引き続き全力を挙げて取り組むとしております。町といたしましては、工事の進捗を見守るとともに、町民の皆様への情報提供や、工事が円滑に実施できるよう環境整備に努めてまいりたいと思っております。

また、今回の災害箇所を含む川尻当楽区間のトンネル化などによる抜本的な改良整備につきましては、西和賀町にとりまして、まさに悲願であり、引き続き西和賀町、北上市、横手市の関係団体で構成する期成同盟の皆様と力を合わせ、要望活動を強力に進めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種への対応について報告します。町内の医療機関で実施するワクチン接種については、医療機関からのご協力をいただきまして、8月25日から実施し、10月26日で終了しております。11月末時点で、町内の9割の方が2回目のワクチン接種を終えている状況にあります。

3回目のワクチン接種については、町内の医療機関の先生方と国や県から示された情報を共有しながら、1月中旬以降、医療従事者、高齢者施設入所者、65歳以上の方、64歳以下の方の順に進めるよう、接種体制について協議を進めているところです。町民の皆様には、詳細が決まり次第、順次情報提供してまいりたいと考えております。

また、町民の皆様には、日頃から感染対策の実施や、慎重かつ冷静な行動を心がけていただいていることに感謝申し上げます。

令和3年4月23日に発令された緊急事態宣言は、全国の新規感染者の減少などを踏まえ、9月30日をもって解除され、解除後は全国的に新

規感染者数や重症者数の減少傾向が継続しております。岩手県内においては、感染者数がゼロの日が続くなど、感染を抑えることができております。感染リスクは低くなってはおりますが、新たな変異株も国内外で発生しておりますので、引き続き基本的な感染対策を緩めることなく、社会活動や経済活動などを活発に行っていただきますようお願い申し上げます。

私から、以上行政報告6件であります。よろしくようお願い申し上げます。

議長　これで諸報告を終わります。

続いて、日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いをいたします。

登壇の順序は、開会に先立ち抽せんを行い決定しております。その順序に従い質問を許します。

最初に、登壇順1番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番　おはようございます。今議会の一般質問、最初に行うことになりました高橋宏です。よろしく願いいたします。

まずは、先月の町長選において当選され、新町長に就任されました内記町長に祝意を表します。おめでとうございます。大変な激戦だったために、一部報道では遺恨を残す戦いなどと言われております。西和賀町は合併町村であります。それぞれの町村で生まれ育ち、地域への愛着があるのは当然のことですし、それは尊重されなければなりません。その上で、平等な行政運営、公平な予算執行、これを地道に繰り返すことで、町民の理解を得られるのではないかと考えております。内記町長の行政手腕に期待し、

私の一般質問に入らせていただきます。

最初に、町のエネルギー政策についてお伺いいたします。政府は、本年4月に、温室効果ガス削減目標として、2030年までに現在より46%削減という目標を掲げ、エネルギーの脱炭素化が必須となってまいりました。一方、地方自治体は、人口減少、高齢化、交付金減少など、歳入が減少しつつあります。これまではどうやって地域にお金を持ってくるかに主眼を置いてきました。しかし、これからは地域からのお金の流出を減らす。つまり一度地域に入ったお金をどれだけ地域内で循環して、長くとどまるようにさせるかに考えを転換するべきではないでしょうか。

日本のエネルギーは、石油や天然ガスなど化石燃料で、ほとんど輸入に依存しております。これを地産地消し、地域経済を回していく方向にするべきではないでしょうか。町内には豊富な森林があります。これを活用し、電力や暖房用燃料として使用。現在西和賀さわうち病院で使用されております木質バイオマスボイラーの活用をさらに進め、町内のエネルギー自給率を上げるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

議長 内記町長。

町長 町のエネルギー政策についてお答えいたします。

再生可能エネルギーにつきましては、町としても活用の必要性を認識しております。木質バイオマス、森林エネルギーの利用については、平成14年に雪国文化研究所にチップボイラーを導入し、施設内の暖房用のエネルギーとして活用しております。その後、平成26年10月に開院した町立西和賀さわうち病院にも導入し、院内の暖房、給湯エネルギーとして活用しております。

森林以外のエネルギー利用として、雪冷熱の活用があります。町内で生産されているユリなどの切り花用出荷施設として、昭和63年度に雪

を冷熱源とした低温貯蔵施設を整備、平成12年度に一部改良しております。また、平成13年には、旧山伏トンネルを活用した貯蔵施設、雪っこトンネルを整備しております。

このように、木質バイオマスや雪冷熱をエネルギーとした施設整備による産業振興を進めてきた経緯がございます。町には、このほか温泉や水力など、地域資源が豊富にあります。

再生可能エネルギーは、東日本大震災以降、再評価され、国際社会の共通目標として掲げられたSDGs、持続可能な開発目標の中にも位置づけられております。

エネルギーを地域で生産し、自らの地域で消費するサイクルの確立によって、地域の中における経済活動が活発になり、雇用にも波及するものと考えております。エネルギーの地産地消については、その必要性を強く認識しております。

また、災害対策の面からも取り組んでいかなければならないものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 西和賀町では、2014年6月に、当時の細井町長と先輩議員が北海道下川町のほうに、木質バイオマスエネルギーに関して視察しておるようです。ちょうど「地方議会人」9月号でも、その北海道下川町の事例がありましたので、森林エネルギーの活用という点で少しご紹介したいと思います。

北海道下川町では、2012年に地域からのお金の流出を減らそうという取組を始め、産業関連表を作成し、もし電力と暖房用燃料を下川町にある森林からの木質バイオマスで賄うことができたらとの試算を基に事業を進め、2019年、3年前には下川町の熱自給率が56%に達しておるようです。それによって2億円以上のエネルギー代が地元に残るようになっていきます。化石燃料を削減したことによって、排出されるCO<sub>2</sub>

も20%削減されました。また、様々な新規事業も創設されつつあります。バイオマスボイラーからの熱を活用した温室でのシイタケ栽培は、年商7,500万円を超える規模となっております。こうした新しい動きにUターン、Iターン者が増加し、年間150人以上が下川町へ転入、町の社会動向人口がプラスに転じる年もあるというふうで紹介されております。

今町長は、町の再生可能エネルギーとして、現在利用している施設、また町の自然条件に即したようなエネルギーを考えていきたいという話がありました。全国各地で太陽光、風力などもあるのでありますが、これはなかなか自然条件に左右される面があると思います。私は、この木質バイオマスを中心として、今ご紹介したように、エネルギーの地産地消、さらには地域経済の活性化という面で一番重要政策として進めるべきと思っていますけれども、重ねて町長の考えをお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 ご質問にお答えいたします。

下川町につきましては、下川町は私の知っている限りでは突然こういう活性化されたのではなくて、古い家の林業への取組の経過があつてここに至っていると思います。その点で、西和賀は残念ながら、ちょっとそれまでの経過はないわけですが、ただ森林につきましては豊富にあり、それを活用していくということは大事であると思います。

また、内部経済を高めるという上で、単に思いではなくて、1つの事例として、先ほど病院のほうにバイオマスボイラー、木質ボイラーを入れたということで、それもああいう施設に入れたということで、地域の森林をどのように使って、それが経済的にどういうふうになっているのだということを農林水産省の政策研究所のほうで学術的に調査していただいた経過がございまして、油をたいした場合と内部経済どういうふうになるかというデータによりますと、油で

すと、7%ぐらい除いて、ほとんどもう油を買うわけですので、お金が外へ出ていってしまうと。それが木を使ってやることによって、むしろ10%ぐらい増えると。例えば1,000万使つと、九百万円は油の場合は外に出ていくわけですが、木質バイオマスの場合はむしろ高まって、1,100万円とか、そういうような状況になっていくという裏打ちをいただいております。

そういう点からしますと、非常に経済的にも有効であるということで、そういうバイオマスボイラーなりを導入して、拡大していくということは非常に有効だという裏づけはあります。

しかし、バイオマスボイラーの場合、あるいは再生可能エネルギーをやる場合に、施設経費に初期投資がかなりかかると。この辺をどう考えて折り合いをつけていくか。利用できる施設、ほかの再生可能エネルギーも同様ですが、そこをよく見極めて、経済効果は裏打ちされているわけですから、初期投資をどういうふうにしていくか、あるいは施設でどういうふうに使っていくかということをしっかり検討して、導入を図っていききたい、進めたいという考えでありますし、あと最近ですと、紫波町でやっておりましたけれども、今回新聞にも出ておりますけれども、限りなく有効に使うためには、搾りかすまで使うという言い方は変ですが、使う場合に、単に熱だけでもまだ60、70%ですので、残りの部分を電力で使うという、電気と熱を併給して供給するシステムというのを、この間紫波町で始めていますけれども、そういうようなものも参考にしながら、規模だったり、利用状況に応じて、それぞれに合う施設を導入しながらやっていくという検討を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長 高橋宏君。

8番 木質バイオマス、再生エネルギーについては、恐らく私よりも内記町長のほうが詳しく、今の答弁の中にも表れていたのですが、

いろいろ導入に当たっての課題もあるかとは思いますが。課題もありますけれども、最初に述べたように、日本の動き、世界の動きがそちらのほうに向いておりますので、何とかこの町でも取り組んでいただきたいなと思ってはいますが、実現に当たっては、ちゃんとした担当課を決めるべきではないかなと私は思っております。どの事業でもそうでしょうけれども、担当する課が、例えばこの場合総務課なのか、企画課なのか、農業振興課なのかというふうにとらえられて、本当に責任ある担当者を置かないと、結局計画倒れになってしまうというようなことがあると思うのですけれども、進める段階において役場内での担当課、担当者を決めていくというような方向にさせていただきたいと思うのですけれども、その点についてお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

まさに議員言われるとおりだと思います。これまでも温泉であると観光商工課とか、森林であると林業振興課とか、水力だと土地改良絡む農業振興課とか、そういう資源に注目したような、その場、その場の対応というのは否めなかったかもしれません。しかし、これまでの経緯でも、総合的にやろうという計画は何本か立てております。それをどういうふうに行うかというところが大事だと思っておりますので、その点におきましては、今お話ありました、誰が、どこの課がやるかというものをしっかり定めてやる方向で今後進めてまいりたいと考えておりますが、先ほど申しましたように、各施設にどう導入するかとか、その辺を総合しながら勘案し、検討してまいりたいと思います。よろしくお伺いいたします。

議長 高橋宏君。

8番 このエネルギーについては、今まさにコロナ後の経済回復が一部進んでおり、中国、アメリカなど大国との原油の取り扱いなどで、原

油高が進んでおります。これにより、私たちの生活にも大変大きな影響が出てきております。このように、外部に依存して相手に翻弄される時代から、自立した地元経済を確立すべき時代に入ってきていると思います。

先ほどお話もありましたように、前細井町長も、SDGs、持続可能な社会を目指すと言われておられました。エネルギーの地産地消を進めること、このことこそが持続可能な社会を築くことにつながり、安心、安全な地域づくりへ向かうと思っております。ぜひ実現されることを願っておりますけれども、最後に、町長、改めてこのことについてお考えがあればお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

いろいろなエネルギーの利用について現状があって、それを急激に油からそういう再生可能エネルギーに替えるということは現実的ではないと思っておりますけれども、ただ時間をかけてしっかりやっていくという点では、長期の見通しを立てて、先ほど議員おっしゃるような将来の姿に近づけていくということが大事だと思いますので、いろいろ行政が変わろうとしても、その辺は変わらずにできるような計画づくりなり、体制づくりを、基盤づくりを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

議長 高橋宏君。

8番 2つ目の質問に入らせていただきます。

地域おこし協力隊についてであります。西和賀町では、今日まで多くの地域おこし協力隊を受け入れてまいりました。現在まで町としてどのような成果、効果が出てきているのかについてお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長からお答えさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。ただいまの質問につきましては私のほうからお答えしたいと思います。

西和賀町の地域おこし協力隊ですけれども、平成23年度からまず招聘を始めまして、現在の隊員まで含めると26名を数えている状況でございます。そのうち61%が町に定住しているという状況と捉えております。

定住している方々につきましては、どういうパターンがあるかといいますと、例えば農業と除雪といった町での働き方の一モデルとしての先駆け的になっている方もおります。また、産業公社の職員として町の産業振興に従事している方ですとか、あと芸術文化部門に携わりながら、事業を通して若い世代を町に呼び込む、そういう関係人口づくりにも貢献されているような方もおります。また、生涯学習関係でいくと、町民講座などにデッサン教室などのそういう企画をしながら、貢献されている方もおります。また、林業分野についても、その資源活用に従事されている方。また、町の魅力発信というものに皆さん大いに取り組んでいるというふうに捉えているところです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 この事業は、全国的に展開されておまして、西和賀町だけでなく、様々な地域にこの協力隊が入ってきているということだと思えます。それゆえに全国で様々な課題も挙げられているようです。以下、これからの質問について、西和賀町ではこのような課題についてはどう対処されているのかについてお伺いいたします。

1つ目として、地域おこし協力隊の目指す事業が、配属された課にとどまらず、他の課との連携が必要な場合があると思えますけれども、その場合、よく言われる行政の縦割りという構造の中で、制限されているというような事例はありませんか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

西和賀町の地域おこし協力隊招聘につきましては、町の重要施策である分野のさらなる活性化を目指し、各部署において取り組んでほしい内容を示しながら募集を行っておりますが、活動が各分野にまたがるような場合は、各課連携して取り組めるよう取り計る考えで進めているものでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 各課連携というお話があったのですけれども、協力隊と協力関係にある課との連絡会議みたいなことは定期的に行われているのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 定期的な会議というようなことはないのですけれども、まず協力隊の活動実績につきましては毎月報告を受けておきながら、その中で様々な要望ですとか課題というものを捉えているところです。

その中で、例えば要望が各課にわたるような場合は、その場合については当課というか、統括課のほうから関係課のほうに話をしながら、相談しながら進めていると、そういう状況でございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 各課で連絡を取り合っているということで、西和賀町ではこのような弊害はないというふうに理解いたします。

続いて、地域おこし協力隊の皆さんは、多くの場合、ここに来る前に様々な職業、職場を経験されてきていると思います。それぞれいろいろな能力を持ってこの町に来ているわけですが、その貴重な経験を生かすことなく、行政業務の補助、単にそういうふうな仕事にはなっていないでしょうか、お伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。



ふるさと振興課長 お答えいたします。

先ほどもお答えした部分もございますが、各部署において取り組んでもらいたい内容の中には、行政で行っている業務の理解が必要なものもございますが、行政業務の補助を目的として招聘しているものではないということでございます。経験やスキル、アイデアを生かして活動していただきたいということで招聘しているものです。

なお、少し例を申し上げますと、例えば観光商工課に配置している隊員については、観光業界からの転身というようなこともあって、計画づくりですとか、観光ポスターの制作に携わるとか、あと学務課については、公営塾というようなことでこれまで招聘しておりましたけれども、まずそういうふうな、語学力にたけている方ですとか、またあと農業振興課では新規就農の担い手確保というような部分もあるのですけれども、その中でも空き家活用も一緒に捉えてやっていきたいというようなことで取り組んでいる方もございます。あとは、教育委員会分野の生涯学習でも、舞台芸術というようなところで、これまでの経験を生かしながら携わっているという状況でございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 次の質問ですけれども、地域おこし協力隊の皆さんは、基本的に3年間の協力隊としての生活があり、そして任期終了した後についての生活プランを持っていると思います。例えばその方々が起業を目指している場合、起業にかける時間を、協力隊の間に時間を十分に確保されているのでしょうか。また、任期中、収益を目的とした活動は認められているのでしょうか、お伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

協力隊の活動につきましては、町の会計年度任用職員の勤務形態に沿った形となっているも

のです。基本的にその時間帯は協力隊としての活動となり、それ以外の時間については副業も可能となっているものです。また、活動時間内においても、起業に向けた各種研修受講も可としておりますし、必要な経費も支出している状況でございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 3年後に起業したいということで、地域おこし協力隊の間にいろいろ準備するとは思いますが、3年後、終わりましたすぐ起業というのはなかなか難しいと思われま。そんな中で、3年間の間にいろいろ準備をするという場合もあると思うのですけれども、以前協力隊の予算要望の中で、財産となるものは認められないというような話を聞いたのですけれども、基本的にその協力隊員の起業に向けた準備の中で、本人の財産として残るような部分への補助というのは認められていないということなんでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、活動費につきましてですけれども、予算上でいきますと隊員の財産となるのは備品というようなことになると思うのですけれども、その部分につきましては実際なかなか難しいところがございます。まず、備品であります町財産というような形になって、そこからいろいろ手続を経てというような形を取らなければいけないというふうに捉えておりますので、その点はちょっと今後の課題というようなところはございます。

ただ、3年後の任期を終えた後に起業される場合に、起業支援補助金というものがございまして、そこにつきましては、金額でいうと上限額が100万円の補助というようになっております。その分については、必要な備品を購入されとか、そういう部分についても使用は可能というふうになっています。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 起業される場合は、様々、その人によって初期費用に係る部分がいろいろ金額的にも変わってくると思うのですけれども、私、農業などを考えていきますと、今言われました100万円では到底足りないのではないかなという思いがあります。せっかく西和賀町に来て起業して、ここに残りたいのだといった場合、今言われたことが、これは国からの、総務省からの交付金という形で後で来るということなので、その備品として認められないという考え方というか、そういう制度になっているというのは理解できるのですけれども、3年後の先ほど言いましたような起業に向けた、ではほかの部分で補助していくとか、貸出しするとか、そういうような制度とか、町独自の助成というような、そういうようなことは考えられないか、されているのかについてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、ふるさと振興課の分野といたしましては、やはりそういう活動の範囲で予算を支出しながら、あと必要となる分については時間外の副業というような形で確保という部分があると思いますし、あとはやっぱりそれ以外については、制度上でいうと起業支援補助金ということで考えています。ただ、ほかの分野について、そういう起業について有効な補助金があるというのであれば、そのところは実際考えてとか、そういうのを探しながら対応したいというふうに思っています。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 それでは、次の質問といたしますか、地域おこし協力隊の皆さんは行政業務の経験を持たない人が多いというふうに私は思っております。そういう中で、行政の予算計上とか予算執行の仕組み、スケジュールの認識がなかなか分から

なくて、担当職員との意思疎通の弊害というのは起きていないのでしょうか、お伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、隊員の所属する課においては、大体生活的な、一般的な相談ですとか、そういう活動を支援する部分について、担当する職員というものを配置している状況です。例えば処遇ですとか、活動に係る予算措置の関係については、十分な説明を行うように統括課であるふるさと振興課からも周知を図っている状況でございます。

あと、制度上の疑問点が生じた場合ですとか、隊員共通に必要な予算措置の要望には、ふるさと振興課がまず対応するというところでやっております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 では、予算については、各課に配属されているけれども、担当課がふるさと振興課ということで、そちらのほうで統括して、それで予算要望なりしていくというふうになっているということなのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えします。

すみません。説明がちょっと悪かったのですが、地域おこし協力隊、それぞれ配置する課において、それぞれの隊員の活動費を予算措置しておりますが、全体的に共通するような、例えば講習会ですとか、あとはこの間もあったのですけれども、雪道のスリッパ体験というようなことで、なかなか協力隊の方々、よそから来て、そういう体験もされていないので、そういうふうな共通する部分の予算はふるさと振興課で措置しております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今後の方向について移っていきたくので

すけれども、私の記憶の中では、地域協力隊が最初に入った頃には、今担当のふるさと振興課、そっちのほうの課から常に連絡取り合いながらというか、そこで横の連携とか、ふだんの連絡なんか非常に密になっていたような印象あるのですけれども、何年か前から各課に配分したということで、その協力隊員同士の連絡とか、ふだんのお互いの悩みとか、そういうのがちょっと少なくなってきたのではないかなという印象を持っております。

あわせて、今後の方向性について何うのですけれども、来年度から採用予定の集落支援員というのを町で6名募集するというようになっていくようでありまして。集落支援員と連携して、地域おこしということで来ている隊員ですので、各地域の問題点、あとは先ほど言いました各隊員のスキルとか経験で持っているものを地域づくりに生かすという点から、この集落支援員と連携しながら地域づくりの方向を模索するというような計画はつくられていないのでしょうか、お伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、集落支援員につきましてですけれども、集落支援員については、地域の住民の方の声を聞きながら行政にそれを伝えるというような、そういうような業務が主になるものでございまして、役割的に協力隊とは少し、少しというか、異なる部分がございます。地域おこし協力隊については、先ほど来話をしているとおり、まず西和賀町では町の重点施策の推進を図るために、各部署でその分野を示しての募集となっているということから、その分野について活動をしていただくというふうに思っています。

ただ、協力隊につきましてもそれぞれの地域に居住しているわけですので、地域活動などにも大いに参加していただきながら、その地域の活性化を図っていただくというところには大いに期待をしているところです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 集落支援員と地域おこし協力隊はちょっと異なる部分があるのではというふうなお話あったのですけれども、前に質問あったように、そこがいわゆる行政の縦割りなのかなというふうな印象を私は受けるのですけれども、やはり地域づくりのためには、先ほど言いましたように、いろいろと交じる部分というか、いろいろ協力する部分、地域の課題、6地区全部違う部分もあれば、同じ部分もあるでしょうし、それに協力隊として入っていける地域、入っていけない地域があると思います。ただ、集落支援員が町外の人になるかどうかちょっと分からないのですけれども、今まで町の職員とか、まず現状でいろいろできなかったことをやっていただくということで、この協力隊が来ている部分があると思います。地域の課題についても、今までの行政ではできなかった部分ということで、集落支援員を新たに置くという部分を考えますと、地域の課題を一緒に解決していくということで、ある程度協力隊とか集落支援員、同じ場所で、同じ情報共有できるような場所をどこかつくっていただけたほうが、お互いいろんなアイデアを出し合いながら、地域の課題解決に向かっていけるのではないかなというふうに思うのですけれども、そういうお互い、協力隊員同士もそうですし、この支援員も、お互いが集えるような場所をつくるというような計画はないのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、そのとおり地域おこし協力隊というのも、地域の活性化を目指してという部分も大いにあるわけがございますので、そういう部分も大いに期待するのですけれども、集落支援員につきましてはこれからの制度ということで、いろいろどういう形で地域に入っていくながら声を吸い上げていくかというふうなこともござい

ますので、いずれ住民の声を聞くというところでは、そこに居住されている方々の声を聞きながら、意見を聞きながら、そういうアイデアも取り入れていくものというふうに捉えておりますので、まずそういうふうなつながりの中で活性化が図られればよいというふうに思っております。議員の提案につきましても、少しそこは考えさせていただきたいというか、検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 11月22日の新聞に、葛巻町で特定地域づくり事業協同組合で雇用していくというような新聞記事がありました。この特定地域づくり事業協同組合というのは2020年に施行され、特定地域づくり事業推進法に基づいた組織なようであります。農業など季節によって忙しい時期、暇な時期、様々あって、それを埋めて、組合が地域の仕事を1年通じてできるような体制にしていくということで、給与などの運営費については、国と市町村は4分の1ずつ支給、残り2分の1は派遣を受けた事業者が支払うという制度のようなのですけれども、これ県内では葛巻町、あとは隣の秋田県では東成瀬のほうで、農林業とか宿泊業、スキー場というような、様々な異なる業種でこの制度を利用しているというふうに紹介されております。

ほかの地域では、この組合に地域おこし協力隊の任期が終わってから入るというような方もいるように見られます。それが移住、定住につながっているというふうな記事もあるのですけれども、町として地域おこし協力隊の任期後の活動ということで、今紹介しました特定地域づくり事業協同組合について、設立を促すというような計画はないのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今議員から説明もありましたけれども、特定地域づくり事業協同組合制度というものにつ

ましては、本当にその説明のとおりなのですが、地域課題の解決と協力隊の定住が結びついた今回の例というのは、大いに参考になるものだなというふうに捉えております。実際今特定地域づくり事業協同組合制度について町の中で検討がされているかということ、まだそこには着手していないというところもございますけれども、こういうふうな地域課題、担い手確保等以外にも様々な課題はあるわけで、それらについて例えば地域おこし協力隊が定住後にそういう部分に関わっていくというようなことについては、やっぱりそういうふうなそもそものところを募集の段階から考えていかなければならないというふうに考えています。ただ、今のところは、地域づくり協同組合の制度は未検討の状況であるということでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 たしか地域おこし協力隊については、西和賀町は他市町村に先駆けて取り組んできたという例があると思います。取組が最初で、その頃の成果は非常に大きかったと思いますけれども、ちょっと一部で停滞しているのかなというような感じもいたしますし、現在いる隊員とのコミュニケーションが十分に図られているのかなというような、ちょっとそういう不安もあつての質問でした。何とか西和賀町が活性化できるような、そういう起爆剤になってほしいなという意味での質問でしたので、担当課としても様々な情報を得ながら、この制度を活用し、町の振興に努めていただければと思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順2番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1番 おはようございます。刈田敏です。早速質問を始めたいと思いますが、今回は町民の皆さんが最も不安と思われる2つの問題について通告しております。1点目は、産業、経済において、また町民の命に関わる最も重要な道路の問題であります。現状と今後の考え方についての確認を含め伺うものです。また、2つ目として、全国的にも大きな問題となっている空き家対策について伺いたいと思います。

初めに、一般国道107号の復旧についてお伺いするものであります。一般国道107号の通行止めにより、様々な面においてその影響が出ていますけれども、町民の生活においては今冬さらに追い打ちがかかるものと心配しているところであります。今後の考え方について伺うもので、初めに西和賀町としてどのように対処していかれるのか。一般国道107号改良整備促進期成同盟会としては、どのような考えを持っているのか。初めにこの点をお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 一般国道107号の復旧についてお答え申し上げます。

一般国道107号の通行止めに関してであります。行政報告でも申し上げましたとおり、仮設道路の供用開始は来年の降雪期前とのことであり、議員がご心配のように、この冬をいかに乗り切るかというようなことも認識しております。

お尋ねの期成同盟会としての対応についてでございます。本同盟会は、前町長が立ち上げたものでございますけれども、この事案に関しましては町長がどうあっても方針に揺るぎないものと、生じるものではなく、当然関係方面への要望や働きかけを強めていく必要があるものと考えております。

私も、就任早々でございましたけれども、去

る12月7日に財務省、それから議員会館、国土交通省に出向きまして、財務大臣、政務官、そして県選出の国会議員の方々、国土交通省におきましては局長のところに要望書を持参いたしまして、お願いしてまいったところでございます。

なお、先般、県からは仮橋による仮設道路の工法が示されておりますので、今後における要望の力点につきましては、早期の通行再開からトンネル化を含めました抜本的な対策へとシフトしていくものと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 刈田敏君。

1番 このことは、町民にとっては死活問題であります。重大であるにもかかわらず、なかなか進まない。そういう意味で、今回要望に行った感触といいますか、その辺と、今後要望活動を続けるのは当然でありますけれども、それに増して何か手だてはないのか、その辺はどのようにお考えですか。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

関係省庁、大臣ほか行かせていただきましたけれども、これはこれまでの活動の成果と思っておりますけれども、どの方に伺いましても事の重大性というのを十分理解いただいているなど。あとはさらに地元の声を絶えることなくお願いして、早期の予算づけ等の働きかけをしていく所存でございますし、十分それに応えていただけるような状況になっているものと思っておりますので、そういうことを念頭に引き続き頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 刈田敏君。

1番 そういうことで進めようということでもありますけれども、今町長おっしゃいましたけれども、やっぱり町民自らが大変だということを、これ町が主導してやるということはどうかなと

思うのですけれども、町民の決起大会みたいなものを進めながら、やっぱりもう少し、本当に西和賀町の住民がこれほど困っているのだというアクションも必要になっていくものではないかなと感じているところであります。

次の質問に行きますけれども、秋田自動車道が通行止めとなった場合の対応についてということで、これが住民にとっては非常に危惧されることだと思います。北上方面に働きに出かけても、事故等で戻れないとか、そういう状況というのが考えられますけれども、これについて何か対応を考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 この秋田自動車道の通行止めに関しましては、担当課長からお答えさせていただきます。

議長 建設課長。

建設課長 秋田自動車道が通行止めとなった場合の対応につきましては、私のほうからお答えいたします。

議員もご記憶のことと思いますが、昨シーズンは雪が大変多かったこともありまして、高速道路も国道も同時に通行止めになってしまうといった事態が少なくとも2回ほど発生しております。今シーズンは、北上方面との往来は秋田自動車道のみでありますので、昨シーズンにも増して事故、大雪等による交通支障が起きる可能性が高まっていることは明らかであります。

高速道路を管理するNEXCO東日本においても、当然この点は念頭に置いていただいておりますが、対応には限界がありますので、やむを得ず通行止め措置が講じられることは想定しておく必要があるものと思っております。

こうしたことから、先頃、秋田、岩手両県の関係機関等で構成する一般国道107号秋田岩手連絡会議というものが設置をされ、緊急時の速やかな連絡体制について確認がなされております。具体的には、事故や大雪などで秋田自動車道が通行止めとなった場合に、建設課の職員に

メールまたは電話連絡が届くことになっており、この連絡を受けた職員が告知端末を利用して町内放送を行い、周知を図るものでございます。

こうした連絡周知方法は、基本的には24時間体制で対応が可能であります。告知放送を流す時間帯、例えば深夜の時間にあえて流す必要があるのかなど、実際の運用につきましては検討が必要であろうと思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 情報を告知端末で流す、これはやっぱり非常に有効な手段だと思いますけれども、全てがそれで解決するわけでもありません。もう少し西和賀町の状況の中で、今後ITとか、いろいろな情報伝達の部分で考えられることがあれば、それを全面的に進めて、本当に盛岡回りにするのか、北上にとどまるのか、その辺はやっぱり情報で、スピード感を持って対応できるような、そういうことが必要になると思いますので、告知端末以外も考えていただければと思いますし、最大今町でできるのはその辺だと思うのですけれども、中には今回不安だということで、北上市にアパートを借りたという事例もあるようです。大変な状況だと思うのです。これが長期化すると、うちにも帰ってこないでそっちにいるというような、これは根本的に町の将来についても非常に大変な問題になると思います。それについて、負担もかかるのでどうのこのうのということはないですけれども、その辺も調査しながら、何かあったときには代替の車を出すとか、いろんなことも想定されると思います。もう少し様々な面で情報を集めながら対応していただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがですか。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

今お話しのような、本当に危機的状況かと思っております。そういうことに関しましては、今まで

にないような措置を、例えば高速道路を部分的に充てていただくとか、前例にとらわれずにできることは考えていきたいと。ただ、これまでの経緯とそのほかの総合的な中での判断になるかと思いますが、いずれにいたしましてもできる限りのことを検討していきたいと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 これについては、町単独ではできませんけれども、やはり要望活動を通じて、本当に西和賀町の存続がかかっているのだというあたりをどんどん要望、または活動を進めていただけるよう、町民こそってそういう考え方で進めていただければと思います。

次の質問に移りますけれども、仮橋が2022年積雪前の開通予定としています。先ほど資料も頂きましたけれども、秋田道無料区間措置は、その時点で終了になる見込みなのか、その辺は確認したいと思いますし、またそれに対する対応等はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

国道の全面通行止めに伴いまして、岩手県とNEXCO東日本のご配慮をいただき、本年5月4日から秋田自動車道の湯田インターチェンジ―北上西インターチェンジ間の無料通行措置を取っていただいております。これは、6年前の土砂崩落による全面通行止めの際も同様でしたが、国道の片側交互通行が可能となった時点で高速道の無料通行措置も終了したという経緯がございますし、今回につきましても同様の条件で運用が行われているものと承知をしております。

仮橋につきまして、県では来年11月末までに工事を終え、片側交互通行での運用を予定していると伺っております。同時に、高速道路の無料通行措置も終了するものと思っておりますが、現時点でその際の対応についての検討は行って

おりません。そういう状況です。

議長 刈田敏君。

1番 かなりこの点もやっぱり大変な状況になるのだと思います。あくまでも仮橋でするので、交互通行できるということでもありますけれども、やっぱり高速を利用したい、そちらのほうが優先である場合もありますので、何とかこの辺も要望の中を含めながら進めていただけるよう検討していただければと思います。これに関して、やはり特別これでどうというような対策はないと思いますので、見ながら、随時町のほうでも対策を練っていただければと思います。

続きまして、次の質問に入りますけれども、主要地方道花巻大曲線についてであります。主要地方道花巻大曲線、銀河なめとこラインについて、この前トンネル開通しましたけれども、小倉山4号トンネル築造工事の進捗状況と今後の計画の予定、それから西和賀町における道路整備等についての考えを伺うものであります。

進捗状況、そして今後の計画予定について最初にお伺いいたしたいと思っております。

議長 内記町長。

町長 主要地方道花巻大曲線についてお答えいたします。

主要地方道花巻大曲線のうち、花巻一沢内間の整備促進につきましては、花巻市と西和賀町の関係機関、民間団体等で構成する期成同盟会によって、長年にわたって熱心な要望活動を行ってきた経緯がございます。そのかいもありまして、ここまで着実に整備が図られ、特にも令和元年度に大型の補正予算が措置されたことで、小倉山4号トンネル築造工事に本格着手することができたものと伺っております。

その小倉山4号トンネルの進捗状況でございますが、全長1,034メートルの掘削工事が終わり、去る11月30日に貫通式が執り行われたところでございます。今後もトンネル内の設備工事や舗装工事などが継続して実施され、今回の整

備区間に関しましては令和6年度の供用開始を見込んでいたこととございます。

また、未改良区間として残っている沢内側約2,400メートル、花巻側約900メートルの改良整備は、道路除雪による通年通行を可能とするためには必要不可欠であるものでありますので、町としましても、期成同盟会としても、引き続き要望活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 この点については、県道12号線ということとありますけれども、路線認定書の番号40ということであれば東側幹線、あそこは点線ついているのですけれども、あの点についてはどのような道路になっているのか、お伺いします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

今議員おっしゃる点線の部分というのは、一般にはちょっとお分かりにならないかもしれませんが、その部分も主要地方道として県が道路管理者となっているものでございます。

議長 刈田敏君。

1番 それでは、次の質問に入りますけれども、それに関わる西和賀町における道路整備等について、今後の考え方をお伺いするものですが、今のトンネルが令和6年に供用開始になって、それからまだ続くとすれば、なかなか、かなり長い時間がかかっていくと思いますけれども、夏場に関してはやはりあそこをいろいろな面で利用されている方があります。そういう面においては、幾らばかりかの照明灯とか、いろいろそういう形のを町としてもある程度整備することも必要ではないかなと思うのですが、その点の考え方をお伺いいたします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

先ほど基本的には町長からも答弁申し上げたとおり、今回の小倉山4号トンネルの工事が終わったとしましても、未改良区間、沢内側、花

巻側、それぞれ残っておりまして、通年通行するためには、つまり除雪をするためには、その改良整備というのは避けて通れないこととなります。引き続き、未改良区間の改良整備は、道路管理者はあくまでも県でありますので、町から県に対してこれまで同様に働きかけや要望を行っていくことになるものと思っております。

ただ、まだその区間に関しましては事業化されておられませんので、まずはそこを県のほうから事業化していただくよう、そこがまず最初の、要望していく上で一番最も重要なところかというふうに認識をしているところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 町としては、それに対して、その近辺の道路に対しても、ましてあそこは東側幹線でありますし、最終的に開通した時点で、やっぱり東側幹線というのはかなり重要なことにもなると思うので、幾らばかりかの整備等も計画にのせていくことも、これは当然必要になってくるのだと思います。その辺の検討はまだまだ先だということとありますけれども、ある程度の見通しというものは考えるべきだと思いますけれども、その点はいかがですか。

議長 建設課長。

建設課長 県におきましての事業化、採択の状況と併せまして、町としての東側幹線整備、全体的なことも含めて、総合的に判断してまいりたいと思っております。

議長 刈田敏君。

1番 なかなか大きい問題でありますけれども、やっぱり西和賀町の町民にとっては命、そして産業、経済、全ての面において必要な道路であります。抜本的な改善をするために鋭意努力しながら進めていきたいと思っておりますし、そういう形で進めていただきたいと思っております。

次の質問に入ります。空き家対策についてでありますけれども、空き家に対する問題は全国的にも深刻化しております。2018年の総務省の調査では、活用できないでいる空き家は347万



戸という報告もされているわけですが、当然西和賀町も深刻な問題で、これ以上増え続ける状況では、町としても、これはもう取り返しのつかないことになるかと危惧しているところがあります。

質問に入りますけれども、空き家の増加が様々な面で大きな問題となっています。現状について、そしてその対応が急務と考えるが、今後の対応について伺います。まず、この点をお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、空き家の件数ですが、令和元年度調査時点では144件ございました。こちらについては、令和3年10月末時点で件数としては121件というふうになっています。

空き家の管理は原則所有者が行うものであり、町は空き家管理計画に基づく適正管理の推進と移住定住策としての有効活用の面から、各種事業を展開しております。中でも、空き家見回り調査の実施による所有者への情報提供、空き家相談会の実施は空き家バンクの登録数の増、空き家の撤去についてもある程度進んだ結果と捉えております。しかし、特定空家の候補となる物件というのが46件をカウントし、それが今後さらに増加する可能性もございますので、まず長期にわたり放置している空き家などについてなのですけれども、そういうのは積雪などの影響から劣化が激しく、倒壊のおそれがあり、近隣への被害も想定されるとともに、町の美しい景観を損ねる状況につながることから、対策の強化というものが必要であるというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 対策の強化ということでありませうけれども、具体的にどのような進め方を考えているわけですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

先ほどもお話ししたのですけれども、ご説明したとおりなのですけれども、空き家の調査というものを実施しております、その中でも所有者の方に通知を行っている状況なのですけれども、その部分について、さらに現状というか、問題になっている部分というものを強く働きかけていきたいというふうに思っている部分もありますし、あと今現状ある分はそうなのですけれども、これからはさらに増えるであろうというふうに推測される空き家については、空き家相談会の充実というような部分もあります。例えば町外に住まわれている方が所有者だったりという部分も多いので、そういう方とはよりそういうふうな相談がしやすいオンライン的な部分を取り入れたりとか、そういうようなことも考える部分がございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 ある意味で、町の条例では、西和賀町空き家等の適正管理に関する条例であったり、様々なそういうことでやっているのですけれども、空き家の活用についての協議等がなされているのか、またそういう考えはあるのか、その点はいかがですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、空き家の活用についてなのですけれども、こちらについても西和賀町の空き家対策計画のほう、その中で規定、規定というか、盛り込んでいるものでございまして、有効活用の面でございますと空き家バンクへの登録、所有者の登録、あとは買いたい、借りたいという方の登録というようなことを進めているところです。その中で言いますと、登録件数は今38件ありまして、そのうち成約しているのは売却が10件、賃貸が13件というような形で、ある程度成果は出ているものというふうに捉えております。そ

うというようなこともありますし、あとは町の一つの補助金というようなことで、空き家の有効活用、例えば何かいろいろ事業に使う、店舗に使うといった場合につきましては、補助率も少し高めの事業というものも用意して対応しているところではあります。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 空き家バンクに登録が38件あるということは、それだけ物件としては使えるものが、全てでないにしても、あるのだと思います。空き家の限界基準が30%を超えると、自治体の存在基盤が危くなるという結果もあります。今の西和賀町の状況というのはどの程度だと考えておられますか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、空き家というか、町の戸数自体というところでの把握になりますと、今正確な数字はなくて、世帯数のほうで押さえている状況でしかございませんので、仮に2,300ぐらいの世帯があったとすると、そのうちの121、世帯自体が戸数だというふうに捉えた場合ですけれども、そのうちの121というようなことになるかと思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 今後ますます空き家が増えていくというのは目に見えているところでもあります。やっぱりきちっとした原因という、少子高齢化であったりということでもありますけれども、西和賀町が本当に空き家が今後増えていくという、その根本的な原因、そしてそれに対する対策というのが、これやっていかないと、こういうのがますます増えていくのだらうなと思っておりますので、その点をさらに調査しながら検討を進めていかなければいけないものだと感じます。

そこで、町長に伺いますけれども、空き家対策の所見を伺うものですが、特にも町の景観について、これ併せたもので、切っても切

れないものだと思います。その点について町長の所見をお伺いします。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどから課長のお話ありましたように、空き家対策、いろいろ取ってございます。その辺の情報をしっかり伝えて、対応を促していきたいという考えでございます。私自身も若干携わったときに、壊すことに補助金があるというようなことも措置されておりますけれども、その辺を知らなかったりというようなこともあったりするようですので、やはり分かっているということではなくて、もっともっと機会あるごとに今のような対策をお知らせしながら、進めていきたいと考えております。

また一方で、どうしようもというか、使われる見込みがないという案件につきましては、やはり景観上問題が出てくるし、いろいろな安全上の問題も出てくる。そういう点からしますと、早期に解体、リサイクルということを進めていくことが必要であろうと思っております。ただ、費用が伴う点、あるいは所有者の関係等を整理しなければならぬ点、いろいろ空き家に関してはかかってまいりますので、関係者の方々の知見、地元の民間の方々の知見を生かしながら、その辺を加速できるようなことを進めてまいりたいと考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 空き家の解体という話がありました。解体して建物がなくなると固定資産が6倍になるというあたり、課長、その辺り説明をお願いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 今議員がおっしゃられた話なのでございますけれども、たしか200平方メートル以下の分については6分の1に今建物が建っている部分は軽減されていると。それ以上は確か3分の1でしたか、4分の1でしたか、すみません、はっきりしたことはあれですけれども、そうい

う軽減措置が取られているということで、それが更地になった場合は普通に戻ってしまうというようなことから、根本的なそういう部分もあって、空き家の解体というのがちょっと進まないというようなこともあるのかなというふうには捉えているところです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 その点に対して、町としてはやっぱりこれ重要なことですので、何かそういうふうになくならないような、ある程度の考え方というのはこれまでどうだったのか、今後対応すべきだと思いますけれども、その辺はいかがですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、その税金関係の部分についてはなかなか、なかなかというか、町のほうでどうこうできるということでもないのです、その部分についてはそのまんまというようなこともあるのですけれども、いずれ空き家の解体がより進むような形というものをもうちょっと別の形、方向からも考えながら、進めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 取り壊すというのはそれなりにやっぱり、ちょっと使えないという状況がある中だと思えますし、災害時そういう点でとても危険な物件であったり、あとは鳥獣がすみ込んで大変な状況というのは毎日のように聞く話でありまして、まさにその点は真剣に、この空き家対策については取り組まなければならないと思います。ただ取り壊すだけでなく、やっぱり利用するというのも必要だと思うし、ちょっと手を加えただけでいいと思うのですけれども、要するに私としてはいろんな、利用する点からいうと、全国から冬期、除雪隊を募り、空き家を利用してもらうとか、最低限の水回りと暖房等あれば、除雪隊でなくても、いろんな面で使えると思う

のです。ワーケーションとか、あとはそれぞれ民泊とか、いろいろな面で使えると思うので、そのためにも必要最低限の整備をやっておいて、災害時も使えるような取組も今後ぜひとも考えていただければと思います。本当にこのまま放っておくと大変な状況になるというのは皆さん分かるのですけれども、その辺ぜひとも進めていただきたいと思います。

空き家についても、ただ見ながら、ああ、大変だなというような、そういう話でなくて、やっぱり何とかしなければいけないというようなことを進めていかなければいけないと思います。これできるか分からないのですけれども、私たち子供の頃は普請というのがありました。みんなて結いというか、普請して、地域の中で手伝いをして、屋根をふき替えたり、そこにみんなが集まって、何とかしなければならぬということやってきたわけでありましてけれども、これからできるかどうか分からないのですけれども、地域にある程度の補助をして、地域でやっぱり守ってもらうような思いということも進めないと、隣は隣ということになると、これやっぱり今後まちづくりに関してはとても大変な状況になるのだと思います。

最後になりますけれども、平成17年、いわゆる2005年に西和賀町が誕生し、これまで数々の困難な問題を解決しながら現在に至っています。今後はいかに西和賀町が持続していけるのか、町民が一丸となり進んでいかなくはなりません。ここは何と云っても、この町で生きていくのだという腹を据えた、そして夢を持ちながら生きていくことが一番必要であります。その思いに同調する人たちは、必ず現れてくると期待しながら、町長にはそのことを念頭に置いて活躍していただくことを期待して、今日の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

ここで1時まで休憩をいたします。

午前11時48分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順3番、高橋輝彦君の質問を許します。

高橋輝彦君。

6番 皆さん、こんにちは。午後これで最後の、今日の最後の質問となりますので、よろしくお願いたします。

私の今回の一般質問は、文化創造館銀河ホールの在り方についてと県立西和賀高校の在り方についてであります。ほかに、新町長が町民との対話や一次産業、6次産業、観光業、温泉事業、公民館の在り方、ユキノチカラプロジェクトなど、選挙期間中に前細井町政とはほぼ真逆のことを訴えられておりましたので、私は非常に不安を感じているところでございますので、それらについても詳しくお聞きしたかったわけですが、何しろ時間制限がありますので、今回はこの2点についてお聞きしてまいります。

まず、文化創造館銀河ホールの在り方についてでございます。1番です。令和3年度、銀河ホールでは3回の公演が行われております。その都度、入場者の方々よりアンケートをいただいて、今後の糧とされております。今回その中で職員さん方が特に印象的だったものなどをお聞きしてきましたので、以下そのことについて、それぞれ一つ一つ町長の感想を伺ってまいります。

まず、6月26日、第1回公演のアンケートでは、「舞台は、つくる側も見る側もそれぞれエネルギーの源をお互いに与え、与えられていると思う。銀河ホールが心の癒やしや憩いの場となるよう応援したい」という声をいただいております。これは、銀河ホールの運営に携わる人たちのほとんどがこれを目指して活動しているもののうちの一つであって、それが伝わったと実感する瞬間であったらうと思っております。

町長の感想を伺います。

議長 高橋輝彦さん、今回からマスクを取っての質問できますので、お願いたします。

内記町長。

町長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

第1回公演はぶどう座の公演でしたが、この公演は私も見させていただきました。感想に言われるとおりでなと感じておりますし、ぜひ応援をお願いしたいというふう感じた次第でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。

次の2回目、9月5日のアンケートでは、「大変な時代になっていますが、こんなときだからこそ許せる範囲内で集い、楽しむことが大切だ」というふうにいただいております。これは、町民の方々、このようなきにも、だからこそ心の癒やし、よりどころというものが必要と感じている表れであろうと思うわけですが、町長の感想を伺います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

第2回公演はイリュージョンショーでしたが、このショーについては拝見しておりませんが、楽しめた感じが受け取られ、新型コロナウイルス禍でありましても、感染防止に努められながら、このように楽しんでいただけたことはよかつたなというふう感じております。

議長 高橋輝彦君。

6番 3回目は、10月16日の公演でございます。「開催おめでとう。西和賀町のますますの文化発展が町の活性化になっていくと思います。ぜひ応援します」とのことです。これは、銀河ホールでの文化の発展が町の活性化につながるのだということを十分理解されている方の意見であり、すばらしい考え方だな、ありがたいなというふうに思いますが、町長の感想を伺います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

第3回公園は、山の音楽隊ファミリーコンサートでしたが、これも私、途中まででしたけれども、見させていただきました。こちらも1回目にありますように、町の活性化につながるもので、ぜひ応援したいということであり、非常に私もその点におきまして、今後引き続きご支援をお願いしたいというふうに思った次第でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 町長も大分銀河ホールのほうに足を運んでいただいております。銀河ホールの存在については、非常によくご理解いただいているのではないのかなというふうに思っております。

上記3回でのアンケートの回答は、共通点を私は感じております。上記以外でも回答を多数いただいているようですが、やはり銀河ホールは町民一人一人の心の支えであり、町をも支えているのだというような共通した思いを感じますし、何よりも本当にこのような公演、イベントを心待ちにしている町民がいるということを認識いたしました。町長の感想を伺います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

先ほどの回答と重なる部分もあるかと思えますけれども、いずれの公演につきましても、好印象、そして高い評価を得ていると感じております。大変ありがたいことであると感じております。また、会場に来て、見ていただくことが必要であると再認識しておりますし、会場に来ていただくことにつきましては、関係者の方々、これまで努力されてきたことと存じております。今後さらにどのようなことができるか、対話や情報収集、ご助言などをいただきながら、私も努力してまいりたいというふうに考えております。

なお、回答の方々は銀河ホールを応援したい

とのことであり、今後もぜひ応援をお願いしたいと思っておりますし、その輪を広げていただければというふうに感じた次第でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 では、次の2番に行きます。銀河ホールが建設された経緯について伺ってまいります。アです。このホールは、巨額な経費を投じて建設したもので、文化創造のために当時の湯田町長の決断と、議会、町民の支持により実現したもので、町全体の意思が込められたものであるというふうに思っております。その点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

演劇文化を生かしたまちづくり、町の活性化への大きな挑戦を決断されたことに敬意を表したいと思っております。また、今日まで銀河ホールを守り育ててこられました皆様にも敬意を表すとともに、感謝したいという思いでおります。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。

次、イです。地域文化の担い手は、その地域に住む人々であり、世代を超えて受け継がれながら、その地域性や独自性を育むものであって、それは町の個性や活力の源でありました。したがって、観光を中核産業に位置づける当町ではありますが、文化活動に力を注ぐということは全く必然であると考えますが、町長の見解を伺います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

議員が言われますとおりであると考えますが、観光と文化活動が表裏の関係であるとも言えない部分もあるかなという思いもございます。私としましては、西和賀町の風土を基盤として育まれてきました文化活動により、生活により潤いを感じてもらえるとともに、地域の将来を担う人材の育成にもつなげていくべきものである

と考えているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 今人材育成というふうな観点からも大事であろうというお話でございます。全くそのとおりだと思っております。

次に行きます。3番、銀河ホールの現状と課題について伺ってまいります。アです。銀河ホールは、数年前からギンガク事業を中心とした創作的劇場というものに挑戦し始めております。この事業は、交流人口の拡大を軸に、新たな文化の創造、定住人口の可能性など、町の将来にとって幅広い可能性を秘めたものとなっております。この事業について、町長の見解を伺います。

議長 内記町長。

町長 ギンガク事業につきましては、担当課長からお答えさせていただきます。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 ただいまの質問について私のほうから説明させていただきます。

ギンガク事業につきましては、演劇や美術制作を目的とした合宿誘致事業で、平成24年にスタートしております。全国から文化芸術に携わる若者を呼び込み、年間を通して延べ500泊ほどの町内宿泊をいただいている実績がございます。町内の宿泊事業者にとりましてはオフシーズンの集客ですとか、合宿参加者については、合宿参加者が自分のSNSを通じた形で西和賀町をアピールしていただけるなどのメリットもあると感じております。

銀河ホールの特色を構成する一つの事業でもありますし、第2期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略での関係人口の増加を担う事業の一つとも考えているところでございます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 交流人口、定住人口は、観光面のほうからも目指しており、拡大してきているところではありますが、銀河ホールの事業でも両面の実績

はつくっているし、これからも期待できるところだというふうに思っております。現在も500泊をしているというふうな実績もあるようでございます。こういう面は、ぜひこれからも育てていくべきものというふうに思っております。

イに行きます。現在、銀河ホールの在り方検討委員会が開催されていないというふうに伺っております。早急に銀河ホールの幅広い事業の付加価値や様々な波及効果について、その在り方を検討する必要があるというふうに考えますが、町長の見解を伺います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 在り方委員会について、生涯学習課から説明させていただきます。

在り方の検討委員会につきましては、施設の運営方法や多くの方々が集える視点での施設活用などについて、参考となる事例ですとか、いろいろな専門委員さんからの実績などからのそういった参考となるご意見をいただいているところです。

文化創造館の将来的な運用方針等につきましては、早急に取りまとめて、各方面からご助言をいただきたいと考えているところです。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 この在り方検討委員会というのは、やはり銀河ホールを運営する上で大変重要なものというふうに思っております。ぜひ早急に開催していただいて、今後の銀河ホールの在り方について話し合いをしていただきたいと思いますものだなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

ウでございます。現在銀河ホールは開館から28年が経過しており、躯体設備の更新が迫られております。本来このような施設設備の改修は、15年から20年で更新を迎えるものだというふうに聞いております。数年前にも計画されていたわけですが、大規模な改修になっていくのだというふうに思いますが、町長の見解を伺います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 銀河ホールの部分ですけれども、昨年度と今年度の予算において、屋根の雨漏りの補修工事や、落雷対策用の避雷システムの設置工事、風除室の上部漏水工事など、大規模改修をさせていただいております。

建設から28年が経過しております、様々な使用機器等の更新が必要になっている時期です。特に調光器盤の改修につきましては、現状では故障を避けるために機器に負荷がかからないように制限をしながら利用している状況にあり、喫緊に対応が必要と考えております。町が有する全ての施設に言えるところですが、経年に伴う種々の更新需要につきましては、限られた財源の中で、その施設の有用性、緊急性を考慮しながら更新を図っていききたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 特に調光器盤は、大きな改修だというふうに思っております。これは、そうすると行うということによろしいのですか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 ぜひ改修して、この後も施設の有効活用を図っていききたいというふうに考えているところです。

議長 高橋輝彦君。

6番 これも早急な改修が必要だろうというふうに思っております。これは、いつ頃計画されているのか、お聞きします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

今課長から答弁した方向では考えておりますけれども、これまでの経緯と、それに今お話を聞いている部分での金額、非常に考えなければならぬ点があると思いますので、大枠ではその方向で考えておりますけれども、時期、対応については熟考させていただきたいというふうに今話し合っているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 時期については、これから検討に入っていくというふうなことでよろしいのですか、そうしますと。

議長 内記町長。

町長 時期とその方法につきまして、熟考させていただきたいということでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

このような施設、同レベルで言えば、湯本温泉プールもそのとおりでというふうに思われますが、これらについては今後も定期的で大規模なもの、小規模だけれども、定期的なもの、また突発的な改修作業も必要なわけでございます。将来を見据えた維持計画というものがあってしかるべきだろうというふうに考えますが、そういうような計画を事前につくるようなお考えはございませんでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 銀河ホールの将来的な維持計画につきましてですけれども、公共施設管理計画に基づいて、銀河ホールの個別施設計画もございまして。あとそのほか、財務資料などを参考にしながら、維持計画の作成を行いながら、長期的な展望に基づいた管理と長寿命化を図っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひ維持計画というふうなものを作成されて、その時期が来たら、やはり定期的なものは行っていくと。この銀河ホールの施設、先ほども言いましたように、15年から20年で本来であれば改修されるべきものだというふうにお聞きしております。やはりこういうような計画があれば、順調に行われるものだろうというふうに思いますので、そういうような計画書をぜひ作成させていただきたいというふうに思います。

4番に行きます。銀河ホールの存在意義につ

いてでございます。よく費用対効果と問いかけることがあります。費用対効果というのは営利活動における利益追求上の概念で、もうけのないものは行わないというふうなことであろうかと思えます。しかし、町民の方々は、先ほどのアンケートからも読み取れるように、銀河ホールの存在意義や存在効果について十分理解されているようでございます。

銀河ホールは、地域住民が集うための施設として、健康で文化的な生活を営むための活力源であり、町の未来を創造することにおいて、その効果と可能性は絶大であると考えております。町長の見解を伺います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

費用対効果の考え方については、言われるとおりかと思えますけれども、町全体の予算で考えた場合、やはりその辺も総合的に判断して、全体のバランスの中で、一般論でございますけれども、いろいろな各種事業を進めていかなければならないということをお願いしまして、お答えを加えさせていただきます。

銀河ホールは、西和賀町の文化振興の拠点として地域文化を継承する場であり、町の個性を表現する場、町をアピールできる場などで中心的な役割を果たしてきており、今後も施設の有効活用は図っていかねばならないとは考えております。さらに、観光や交流など、地域文化につなげていかねばならない。しかしながら、銀河ホールの在り方につきましては、これまでも検討が重ねられ、現在に至っていると認識しております。そのことを十分に踏まえまして、関係の方々との対話を重ねながら、課題解決に取り組んでいかねばならないと考えているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 今町長から費用対効果について、今後も加味していかねばならないのだというふうなお話だったと思えます。やはり銀河ホールに

ついても、今後費用対効果を考慮していくのだという考えですか。

議長 内記町長。

町長 すみません。ちょっと誤解を与えたかもしれませんけれども、お話しのように、事業によって費用対効果をもってすぐ判断すべきものと、そうでないものというのがあると考えております。しかし、町全体の予算、今後の財政見通し、そういう総合的に考えた場合に、その事業を比べる場合、各事業どちらが緊急性があるかというように考える場合には、考慮すべき点というふうになることもあり得るだろうという考えを一般論として申し上げたところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 かなり複雑な感じでございますけれども、基本的には考慮しないけれども、追い詰められたというか、そういうときになれば考慮する、それはあるのかなというふうに思いますが、まず基本的にはないということに理解いたしました。

どうか文化創造館銀河ホールを維持、活用することで、町民の活力源の確保と町の発展を目指していただきたいものだなというふうに思っております。その点、銀河ホールの維持、発展をぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

次に、県立西和賀高校の在り方について伺ってまいります。銀河ホールについても町長に大半の部分答えていただきましたけれども、この西和賀高校のテーマは、これ全てまず町長ご自身にお答えいただきたいなというふうに思っております。なぜならば、県立高校ということでもありますので、一町の首長がどれだけ高い意識レベルでこの課題に取り組まれるのかということが最大のポイントとなるわけでもありますので、そういう意味でなるだけ町長の口からお答えいただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。



1 番です。西和賀高校の存在意義について伺います。町は、これまで西和賀高校の存在による町の経済効果はおよそ1億円以上だというふうに試算されております。そのため町では、西和賀高校の存続、魅力化の向上と発信については、長期において格段の配慮がなされてまいりました。そのことについて町長はどう捉えておられるのか伺います。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

西和賀高校の存在意義についてお答え申し上げます。西和賀町に高等教育がなくなってしまうことは、西和賀町の子供たちへの教育環境の低下を招くことだけでなく、地域経済や定住人口にも大きな影響を及ぼしてしまうことにつながります。また、西和賀町の住みよさの低下にもつながることであり、西和賀にとって、なくてはならない存在であると認識しております。

西和賀町の将来のためには、郷土を愛する若い力、人材が必要であり、その人材の育成のためにも、地元高校である西和賀高校の存在意義は大きいものであると捉えております。

議長 高橋輝彦君。

6 番 JRの北上線ですけれども、東北で一、二を争うほど利用者が少ない路線だというふうに言われております。そういう北上線、各駅、当町にとって大変な財産でございます。この利用者の大半が西和賀高校生でございます。もし西和賀高校を失えば、JRも撤退というふうなことが予想されます。そうなる町はどうなってしまうのかなというふうなことを考えるわけですが、その辺町長はどのようにお考えでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

影響は、議員言われるとおりでございますし、いろんなものが関連して、交通から何からつながっております。どの部分がどう大事ということがあると思いますけれども、西和賀高校にお

きましてそのような影響があるということを十分認識しているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6 番 もし本当に西和賀高校を失うということになれば、どんどん町は過疎が進んでしまっ、一気に冷めていってしまうのではないかなというふうに思っております。今北上、横手に通っている高校生や病院に通っている高齢者、どうやって通学、通院するのか、町では手当てしていくことができるのかなというふうなことを考えると、やはり本当に不安しか残らないのかなというふうに思っております。

2 番に参ります。公営塾について伺ってまいります。アです。未来を目指す人づくりを目指し、西和賀高校生を対象に公営塾は取り組まれております。町と学校が生徒の可能性維持や将来の目標達成のために、大きな役割を担っている事業でございます。このことについて町長はどう捉えているのか伺います。

議長 内記町長。

町長 公営塾についてお答えいたします。

地元高校である西和賀高校は、年々国公立大学等の合格者が増え、小規模校ではありますが、それをメリットとして、生徒の習熟度や進路に合わせての少人数授業を行うなど、生徒一人一人をサポートする体制が整っており、これが西和賀高校の大きな魅力の一つであると捉えております。

しかしながら、学校の現実として、平成30年度から2学級から1学級になり、教職員数が減少し、課外授業対応も苦勞されている状況だと聞いております。

町内外からの生徒確保のためにも、学習環境の充実は最も重要であり、そのためにも町で支援している公営塾事業による学習支援は大切です。こうした西和賀高校の教職員体制面もフォローしながら、より生徒の希望する進路実現に向けた学習支援を行っていくことが公営塾の役割だと認識しております。

議長 高橋輝彦君。

6番 この公営塾に参加することによりまして、苦手だった科目が好きになったというふうな生徒も現れてきております。これは、特に進学を目指す生徒にとっても合格率のアップとなり、進路目標の達成につながることで考えられます。非常に画期的な事業だなというふうに思っております。今後公営塾をどのように進められるのか、考えを伺います。

議長 内記町長。

町長 今後の公営塾の在り方についてお答えいたします。

これまで行ってきました西和賀高校の学習支援である小論文講座や課外学習等を継続して実施する考えですが、今後の方向性につきましては、学校と相談しながら取り組んでいきたいとも考えております。

先日、西和賀高校の校長先生に来ていただきまして、お会いしましたが、私も西和賀高校に足を運びながら、相談、対話を大切にしながら、その成果を継承し、後退が生じないように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 本年度も特に公営塾の効果が現れております。国公立大学へ6名の生徒が合格を決めております。この成果は快挙だろうというふうに思っております。この成績をぜひ継続していかねばならないというふうに思っておりますが、具体的に講師の確保というのは非常に困難であるかと思っております。そういうふうな点について、考えがございましたらばお聞きしたいのですけれども。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

今お話しのような困難があるというようなこと、十分私もまだ承知しておりませんので、その辺は先ほど申し上げましたように、いろんな課題あることを関係者の方、先生方、学校等、

お話をお聞きしながら、適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 この件に、西和賀高校に関する課題というのは、本当に山積みだと思っております。早急にその課題について、やはり町長が認識を広げていただかないと、何しろ期限があるものもございまして、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

3番の生徒の県外募集について伺ってまいります。アです。これは、県教育委員会の指導の下、町、学校、地域が三位一体となって取り組み始めた事業でございます。また、議会においても、高校の県外募集や山村留学の先進地視察を行ってきた経緯があります。町にとって待望の事業と思っております。そして、この事業は、町が県教育委員会や学校に対し、より意識を、高い意識を持って取り組まない限り、成功するものではないというふうに私は思っております。町の将来像を描いたときに、町長はこの事業をどのように捉えているのか伺います。

議長 内記町長。

町長 西和賀高校の県外募集についてお答え申し上げます。

県外募集は、地元の生徒にとっても、町を理解し、ここで活躍したいという人材を育成するためにも、大事な事業の一つであると考えております。また、県外の生徒との交流や学びの活動は、町に活力をもたらし、定住や移住にもつながる取組であろうと認識しております。

取組の背景としては、今後地元の児童生徒数の減少が見込まれますことから、西和賀高校の入学者確保のため、町外、県外からの入学者確保が喫緊の課題であり、ご指摘のとおり、町、学校、地域が協力し、体制を整備し、県教育委員会からの理解を得て、令和4年度から県外募集として西和賀ふるさと留学生の受入れを開始するものと捉えております。

町、学校、地域が三位一体となり、町全体が

キャンパスとして、自然豊かな環境で、個々を大切にしっかりと学校生活を支援してくれる環境は、県外生徒からも魅力を感じるものと思っていますところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 イです。今後、事業内容や生徒の宿舎の本格整備と、今後さらに具体的に、しかも迅速に詰めていかなければならないというふうに理解しておりますが、町長、この事業を進められるのかどうか、伺いたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 今後の県外募集の進め方についてお答えします。

進めることにつきましては、これまでの経緯、町全体の判断の上において行われていると認識をしておりますので、その方向で考えてございます。

今後の県外募集の進め方についてお答えいたします。地域産業、自然環境などの地域財産を活用した学習活動の構築、そして特にも進める上ですけれども、特にも男子用の学生寮の整備が急務であるということ認識しております。男子用の学生寮整備につきましては、湯本地区の旧温泉施設を改修した場合の調査費を今定例会の補正予算に計上させていただいております。保護者の方にも安心して西和賀高校に通わせてもらうためにも、住環境は高校を選択する上で大きな決定要因であると考えております。ただ、温泉施設、寄附、後ほど詳しい説明、提案のときにさせていただきますけれども、温泉施設、いろいろ男子寮はどこがいいのかなという検討の中から出てきた申出でありましたけれども、その物件について寄附をいただいて活用できるものかどうか、しっかり調査をした上で、よく検討しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上のようなことが、より魅力を感じる生徒募集につながるものということで、関係者の皆様、学校と連携しながら、体制の構築を進めて

いきたいと考えているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 今学生寮についてのお話がありました。やはり具体的に生徒をどのように受け入れるかというふうなこと、それから学生寮について管理人の問題もでございます。雇用方法とかそういうのも喫緊の課題であろうというふうに思っております。本当に期日は迫っているわけでありまして。これどのように進められるか。今現在本当に考えがないと、大変なことになっていくのだろうなというふうに思っておりますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

西和賀高校に限らずになると思います。今私新しく就任させていただいて、これまでの経緯を勉強させていただき、それをしっかり踏まえて対処していかなければならないと思います。その点に関しましては、同じ方が続くよりも時間はかかるかもしれませんが、一旦ちょっと足踏みのように見えるかもしれませんが、やはり一歩、私なりに経過を担当の者等とやり取りさせていただきながら、熟考していくという時間も必要であろうと。急がなければならぬ点は急がなければなりませんけれども、やはりその点もしっかり考慮して、今後の種々の課題に取り組んでいきたいという考えであります。

議長 高橋輝彦君。

6番 この点につきましては、本当に急がなければならない課題でございます。本当に期限があるものというふうに思っております。先ほども申し上げましたけれども、町長の意識がどれだけ高いレベルで、やる気を持っているかということが重要な、今回この課題についてはポイントであります。この事業に対する町長の思いをもう一度語っていただきたいなというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 この県外募集ということについては、ただこれも西和賀高校を存続するためには、この事業はどうかなと、どうかなというのはどういう方向で進めていけばいいのかなという点も含めまして、しっかりこれまでの経緯等を理解させていただきながら進めさせていただきたい。決して西和賀高校が魅力がないとか何かという立場ではなくて、進めていくためにはどうしたらいいかなという方向で考えさせていただきたいということで、先ほどの答弁をさせていただいたつもりでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長 高橋輝彦君。

6番 では、4番に行きます。今後の西和賀高校の在り方について、町長に伺ってまいります。今まさに西和賀高校は新たなスタートラインに着いたところでございます。生徒たちは、既に就職も進学も、自らの将来に大きな希望を抱いて入学されております。また、町内外の保護者の方々についても、経済的なことはもちろん、進学についても有利であることに気がつき始めたところではないのかなというふうに思っております。

先ほども申し上げましたが、本年度につきましても国公立大学合格者が6名、これは本校規模の学校としては快挙というふうに言えるかなというふうに思っております。進学者が専門学校を含めると20名ということで、ほぼ進学校並みではないのかなと思っております。

就職につきましても、公務員合格者が岩手県警を含めて延べ7名というふうになっております。そのほかにも有名企業へというふうな就職を決めておられます。すばらしい実績でございます。

そんな西和賀高校の今後の在り方を町長どのようにお考えなのか伺います。

議長 内記町長。

町長 今後の西和賀高校の在り方についてお答え申し上げます。

西和賀高校は、学校、町、地域等を支援くださっている方々のご努力によりまして、少人数であっても、落ち着いた環境の中で充実した学校生活を送れる高校、きめ細やかな学習指導をしてくれる高校としての認識が北上管内において深まっているという思いをしますし、西和賀町にとって地方創生と結びつく地域に根差した学びの人材育成を行う高校として、町の活力向上につながっている存在であると捉えております。

今年度、西和賀高校魅力化推進ビジョンを担当課では作成中であり、これまでの魅力化支援事業の検証と今後のさらなる魅力向上、そして先ほどありました令和4年度からの県外募集を開始するに当たって、内容の充実を図っていくための取りまとめをしているところでございます。この結果を踏まえながら、学校や関係者の皆様との対話を大切にしながら、今後の西和賀高校の支援に取り組んでいきたいと考えております。

付け加えますと、進路、大学に合格されるということもすばらしいことだと思いますけれども、一番はやはり生徒の皆様が自分自身の力を、どういうものかなということに気づいていただく機会として、そしてさらにそれを伸ばしていく、そういう学生生活を送っていただける高校、そういうことがより魅力になるのだろうなと私自身考えております。そういう幅広の視点で、私なりにその魅力を高め、西和賀高校の存在を図っていきたいという考えでございます。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。町長が選挙期間中に言われてきたことというのを、今日2つのテーマについて質問をして、回答をいただけてきたわけですが、大きく方向が変わってきているのかなというふうに思っております。人の心は変わるものだというふうなことは私も理解しておりますが、では逆に信頼性はどうか

のかなというふうに思うと不安を感じるわけですが、ただぜひ西和賀高校の存在による子供たちの将来性、保護者たちの利便性、町の経済性を最大限考慮していただきまして、この西和賀高校を全力で確保、守るべきというふうに考えてございます。先ほども申し上げたように、早急に取り組むべきこと、先ほどの県外募集については特にそのように思っております。最後にもう一度その辺についてお聞きして、終わりたいと思います。

議長 内記町長。

町長 その辺と言われますと。

6番 県外募集は、やはり早急に取り組まなければならない、取り組むべき課題がございましてということでございます。

それと併せて、西和賀高校の存続確保について、最後にもう一度お願いします。

町長 県外募集につきましては、これまで積み重ねてきたところであると思いますので、それは十分引き継いでしっかりと思いますけれども、やはりしっかり私自身理解し、また地域の中における西和賀高校の在り方というものを十分理解を深めて、その存在が今後西和賀にとって続くように、私自身努力したいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長 以上で高橋輝彦君の一般質問を終結いたします。

これをもって本日の一般質問を終わります。

なお、明日の一般質問は2人を予定していますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 1時46分 散 会